

令和 6 年 6 月 10 日

見附市議会議員 様

見附市議会議員 小坂井 哲夫

一 般 質 問 通 告 書

下記のとおり質問したいので、会議規則第 6 1 条第 2 項の規定により通告します。

〔 1 〕 柏崎刈羽原子力発電所 6 号機 7 号機再稼働について

答弁を求める者 市長

1 月 1 日の「能登半島地震」によって日本は地震国であり、何時どこで地震が起きても不思議ではないことが改めて認識されました。自然災害による事故と原発の事故が同時発生した場合、各地で道路の寸断、家の倒壊等で避難所へ移動は不可能になる事態が明らかになりました。災害復旧の経過から原子力防災の在り方が問題になっています。

言うまでも無く、県の中部に位置する柏崎・刈羽原子力発電所の存在は 30 キロ圏内にある見附市はもとより、県民にとっても重要な問題です。

市民の日々の安全、安心に市長の明確な意見表明が必要と考え、以下質問します。

1 実効性のある避難計画策定について

(1) 複合災害が起きた時の避難計画の在り方が問われる事態になりました。

原子力規制委員会は「能登半島地震」の経験を踏まえ「原子力防災対策指針」の見直しを行なうことになりました。現在のところ避難方針は原則「屋内退避」とするにとどまっています。

「能登半島地震」の教訓を生かした屋内退避の新指針が住民の生業・安全・安心・健康の諸課題を担保した計画になり得るのか、大いに関心が持たれているところです。

「能登半島地震」から 5 ヶ月が経ち、いつ起こるか分からない自然災害。それによる原発事故との複合災害に対応した「避難計画」を早急につくらなければなりません。原子力規制委員会での段階、また県の段階、見附市での段階、それぞれの進捗状況と公表はいつになるのか。わかる範囲でお聞かせください。

※ 番号のつけ方 (大項目) 1 2 3 (中項目) (1) (2) (3) (小項目) アイウ



(2) 5月10日「原子力安全対策に関する研究会」実務担当者会議が長岡市で開催されました。

そのとき研究会の代表幹事の長岡市長は「冬季の原発事故を想定し放射性物質がどう飛散するか、住民の被曝がどうなるのかリアルなシミュレーションをしないとイケない。住民から問われた際に『そのとき国が考える』なんて話をするわけにいかない」(5月11日付け 朝日新聞記事より)、と述べています。実効性のある避難を行なう上で重要な考え方であると思うのです。このリアルなシミュレーション、見附の避難計画を具体的に作りあげるにあたって必要な要素と思うが市長の認識を伺います。

(3) 見附市における具体的な避難計画として見附市の原子力災害対応ガイドブック(令和5年度3月版)が出されていますが、実効性に幾つかの疑問があります。

ア 放射線量測定結果に基づき避難区域を特定し、避難指示を出すとなっている。モニタリングポストの数値で避難区域を特定することが可能なのかどうか。避難となれば特定などできないで全市避難の対象になるのではないか。

イ 避難に使うバス・タクシーは何台くらいを予定しているのか。運転手の確保はできるのか。

ウ 「避難経路所」が地区によって2カ所ある。どちらでもよいのか。責任者は見附市か県か避難先自治体か。

エ 避難経路所以降の候補地が明記されていないがなぜか。避難経路所以降の責任者は見附市か喧嘩避難先自治体か。

オ 避難経路所・避難場所では受け入れ体制の準備や訓練はどのようにしているのか。(人的体制・設備的体制・食料確保など)

カ 高齢者、要支援者等の避難対策について、避難支援者(自主防災組織)が記されている。現状から見て可能とは考えられないが、どう考えているのか。

2 再稼働について

(1) 原子力発電は電力不足を解消するに必要な発電設備と言われていました。しかし猛暑が続く昨今の夏の急激な電力需要、冬の暖房用電力需要にも電力不足に陥らず、節電なしで乗り越えてきました。柏崎刈羽原発の稼働なしで電力は確保できることが実証されました。

脱炭素社会、地球規模の環境問題を考える時、電力は自然再生可能エネルギーを使う方向に向かっていることが世界の流れであります。

柏崎刈羽原発の存在がなくとも電力は供給できた。再稼働は必要ではないと思うが見解を伺います。

(2) 原子力規制委員会は昨年 12 月に柏崎刈羽原発の運転禁止命令を解除しました。そして「能登半島地震」による原発事故複合被害の悲惨な状況が連日報道されているにも関わらず、2 月 1 日柏崎原発の再稼働を求める請願が地元経済団体から出され、柏崎市議会・刈羽村議会では可決しました。東電の原発再稼働に向けた手続きが進むこととなりました。柏崎刈羽原発について新潟日報は特集記事を掲載しました。

その一連の記事の中で国会議員、県議会議員、そして県内の全市町村長に再稼働についてのアンケートを実施しています。

その結果によると新潟県選出国会議員 9 人中再稼働賛成は 2 名、県議会議員 52 人中再稼働賛成 3 人であります。全市町村長においては 30 市町村中柏崎市、刈羽村、湯沢町の 3 市町村が賛成するのみであります。反対と明確に意思表示したのが燕・五泉・佐渡の 3 市です。

ほとんどの市町村長は判断できないとの回答でありました。結果からは、圧倒的に再稼働は望まれていないと考えられます。(資料 1)

このような状況の下、以下見附市の見解を伺います。

ア 4 月 9 日、見附市で市民に対する東電からの説明会が文化ホールでありました。会場では東電のいままでの不祥事に対する不満、その対応に対する不信、安全に住民避難ができるのか不安と心配する声が大きく出されました。見附市以外の各地の会場からも同様な意見が出ていたと聞いています。それにも関わらず東電は予定通り 4 月 15 日原子炉への「核燃料装荷」を行ないました。何のための説明会だったのか、見附での説明会の目的と見附会場の成果をお聞きします。

イ ますます市民の気持ちから乖離したままの原発再稼働。「核燃料装荷」は急ぐ必要はあったのだろうか。市長の認識を伺う。

- (3) 「能登半島地震」の教訓から実効性のある避難計画がないまま再稼働に進んでいいのかという問題です。

市長はこれまでの議会答弁に「再稼働に知見がないから判断できない」、また全市長村町長アンケートでもそのように表明しておられます。(資料2)

「福島第一原発事故」「能登半島地震」災害から、その住民の避難生活の様子、生業の喪失の大きさ、生まれた町に帰還できなくなることが明らかになっています。見附市民の命・生活・健康・生業を守るという観点から判断していただきたい。佐渡・五泉・燕市は“すべきでない”の態度を明確にしています。再稼働は“すべきでない”という態度が必要でないのか。市長の認識を伺います。

- (4) 県知事は再稼働に関して「再稼働には立地自治体の柏崎市、刈羽村の他の自治体の意向も確認して再稼働の是非を判断する」と言っています。

県から見附市に意向を聞かれたとき、市長はどのように態度表明されるのか。そのときの判断基準はどこにおくのか、お聞きします。

- (5) 市長は「見附市民の声を県に届ける」と言っておられる。

どのような方法で市民の声を集めるのか。またそのタイミングはいつと考えていられるのか、お聞かせください。

- (6) 柏崎刈羽原発は7基もの原子炉が集中立地した他の原発地域とは異なる状況のある発電所であり、ゆえに広範な地域の住民の理解と協力を得て事業をとり組む必要があります。UPZ 議員研究会は、5月15日に資源エネルギー庁に再稼働にあたり、東電がUPZ自治体にも直接(再稼働の)理解を求めるよう要請文を提出しました。(資料2)

原発は広域住民との関係を慎重の上にも慎重を重ね、合意の上で進めなければならない発電事業。ならば5Kmの範囲にとどまらず、少なくとも30Kmの範囲の関係自治体と事前了解を結び、進めるべきです。

事前了解権を含んだ安全協定が必要であると思うが、認識を伺いたい。

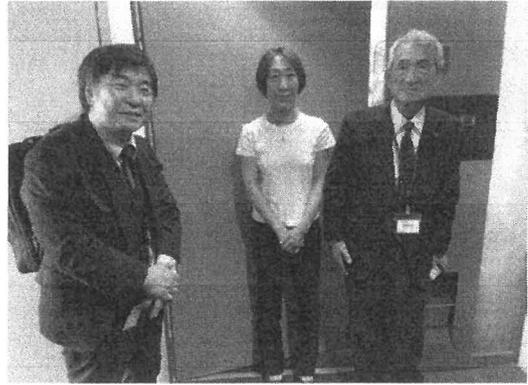
多くの課題を持つ柏崎・刈羽原発の再稼働はあり得ないと考えます。市民の安全、安心を守るのが市長の責務であり、明快な答弁を求めます。

資料①

新潟日報 令和6年5月12日朝刊紙面より引用

柏崎刈羽原発の再稼働に関する全市長村 長アンケート詳報

衆議院議員 米山隆一
衆議院議員 梅谷守
衆議院議員 塚田一郎
衆議院議員 国定勇人
衆議院議員 泉田裕彦
衆議院議員 高鳥修一
衆議院議員 鷺尾英一郎
参議院議員 打越さく良
参議院議員 小林一大
参議院議員 佐藤信秋



資源エネルギー庁への要請書

2024年5月15日

内閣総理大臣 岸田文雄様
経済産業大臣 齋藤 健様
資源エネルギー庁長官 村瀬佳史様

柏崎刈羽原子力発電所 30 km圏内(UPZ)議員研究会
会長 関三郎

柏崎刈羽原子力発電所の再稼働手続きに関するお願い

日頃より私たち国民に向けたエネルギーの安定供給にご尽力くださっていることに、心から敬意を表します。

さて、原子力発電所の再稼働について、国は「新規制基準に適合すると認められた原発は、地元の理解を得ながら再稼働を進めていく」との方針ですが、地元の範囲が示されないまま、本年3月、貴省は柏崎刈羽原発の再稼働に対する理解を、立地自治体である新潟県・柏崎市・刈羽村に求めました。

原子力災害に備えた防災対策を講じる重点区域の範囲は、福島第一原発事故を受けて、原発を中心とする半径約10 kmの範囲から、半径約30 kmの範囲に拡大されました。このため、柏崎刈羽原発の周辺地域では、新たに7つの市町が原子力災害対策に係る地域防災計画や避難計画を策定する義務を負ったことで、住民の安全・安心の確保に責任を持つ立場となりました。

原発事故により放射性物質が放出される際には、原発から5 km圏内の住民は放出前に30 km圏外へ避難することになっていますが、5 km～30 km圏内の住民は避難することなく、一定の被爆が懸念される自宅等での屋内退避を行うこととなっています。そして、その後に

避難したとしても、福島の状態を見ると元の居住地に戻ってこれない可能性もあります。また、本年元日に発生した能登半島地震で再認識された複合災害への懸念があらためて広がり、「道路が寸断されたら、逃げたくても逃げられない」「屋内避難すべき家屋が倒壊したらどうするのか」という切実な声が出されています。

柏崎刈羽原発は、7基もの原子炉が集中立地していることや、電力事業者が福島原発事故を起こした東京電力であることなど、他地域の原発とは状況が大きく異なります。

加えて、国のエネルギー基本計画には、「原発の再稼働を進める際、国も前面に立ち、立地自治体等関係者の理解と協力を得るよう取り組む」と記されており、立地自治体よりも広い範囲での理解が必要となっていることは言うまでもありません。

以上のことから、国におかれましては、柏崎刈羽原発の再稼働に対して、少なくとも原発から30 km圏内の7市町にも直接理解を要請する取組をされますよう強くお願いするものです。

以上